

揚水設備(井戸)をお持ちの皆様へ

地下水協議会への加入をお願いします!

8/1は水の日
8/1~7は水の週間

地下水協議会とは?

現在当協議会では、対象井戸を持つ事業所又は個人の方の任意の協力により活動しています。

正式名称は、「浜名湖西岸地域地下水利用対策協議会」といいます。

浜名湖西岸地域(湖西市内)における用水の安定した供給をはかるため、地下水の水源の保全及びかん養(※)並びに地下水の適正かつ合理的な利用を推進し、地域の健全な発展に資することを目的として活動しています。

(※)かん養…水が自然に染み込むようにすること。

対象者

- ① 動力を用いて水を汲み上げている(自動で汲み上げることが出来るもの)
- ② 揚水機の吐出口の断面積が14 cm²を超える(吐出口が2以上あるときはその断面積合計)

※①かつ②を満たす井戸を所有している団体又は個人の方に協議会への加入をお願いします。

活動内容は?

- ① 地下水の採取の適正化の推進
- ② 地域の地下水の水源の保全
- ③ 水利用合理化の推進
- ④ 地下水の調査及び研究
- ⑤ 地下水採取者の相互の連絡と協調
- ⑥ 利水事業の調整促進
- ⑦ その他目的達成に必要な事項

地下水障害を未然に防ぐための調査を実施しています。

浜名湖西岸地域の現状

平成27年に県が行った地下水賦存量(※1)調査によると、当地域は現在の採取量のまま使用し続けると、利用可能量(※2)を上回る可能性があります。現状のままでは、地下水障害が生じる可能性も考えられるため、正確な採取量の把握が必要です。

※1 地下水賦存量… 地中に蓄えられている地下水量

※2 利用可能量… 賦存量のうち地下水障害を発生・拡大させることなく利用できる地下水量

地下水障害とは?

① 塩水化

沿岸部において過剰揚水により塩水が帯水層中を遡上し、地下水の塩濃度が高くなる現象。

② 湧水消失 湧出量減少

過剰揚水や地震災害等の自然的要因などによって、周辺環境が変化し、湧出量が減ったり消失したりする現象。

③ 地盤沈下

粘土層が近接する帯水層からの過剰揚水により、粘土層中の間隙水が流出粘土層圧密収縮した結果として地表面が沈下する現象。

これらの障害が発生すると、解消するのに非常に長い年月がかかってしまいます。

会員になると…

井戸を掘る際等、届出を協議会へ提出する必要があります。また、年1回採取量報告を提出して頂きます。

会費の発生：年会費が2,000円、又は4,000円必要となります。

※地下水塩水化調査等の活動費に当てられます。

届出種類	届出が必要になる場合	提出期限
揚水設備設置届出書	<ul style="list-style-type: none"> 新たに揚水設備を設置するとき。 代替の揚水設備を設置するとき。 	工事開始 60 日前まで
氏名等変更届出書	<ul style="list-style-type: none"> 届出者の住所等、事業所の名称等を変更したとき。 揚水設備を相続したとき。 	事実発生後 30 日以内
揚水設備等変更届出書	<ul style="list-style-type: none"> 増量変更するとき。 地下水の用途を変更するとき。 ポンプ等を修繕するとき。 採取量を減らしたとき（休止を含む）。 休止した揚水設備を再使用するとき。 	工事開始 60 日前まで
揚水設備工事完了届出書	<ul style="list-style-type: none"> 揚水設備の工事が完了したとき。 	事実発生後 30 日以内
揚水設備廃止届出書	<ul style="list-style-type: none"> 揚水設備を廃止したとき。 	事実発生後 30 日以内
承継届出書	<ul style="list-style-type: none"> 揚水設備の売買、譲渡があったとき。 	事実発生後 30 日以内
地下水採取量等報告書	<ul style="list-style-type: none"> 地下水採取量を報告するとき。 	毎年 2 月上旬

飲用井戸として利用している場合について

各自で掘った井戸の水を飲用として利用される場合、適正な水質管理・保全を行う必要があります。

(1) 飲用井戸等の管理

井戸等の立入防護柵の設置、水道施設の定期点検、受水槽等の年1回以上の清掃点検等

(2) 飲用井戸等の検査

1年以内ごとに1回の水質検査の実施※

【水質検査項目：基本項目 11 項目ほか】

一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH 値、味、臭気、色度及び濁度並びにトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他水質基準項目のうち周辺の水質検査結果等から判断して必要となる事項

※一般飲用井戸の水質検査依頼先は、厚生労働大臣の登録を受けた者に限られます

地下水は地域共有の財産です。大切に使いましょう!

協議会
事務局

湖西市役所 環境課 環境係 湖西市吉美 3268 番地

TEL 053-576-1141 FAX 053-576-4880

E-mail : kankyo@city.kosai.lg.jp

該当する設備を
お持ちの方は、
ご連絡ください。